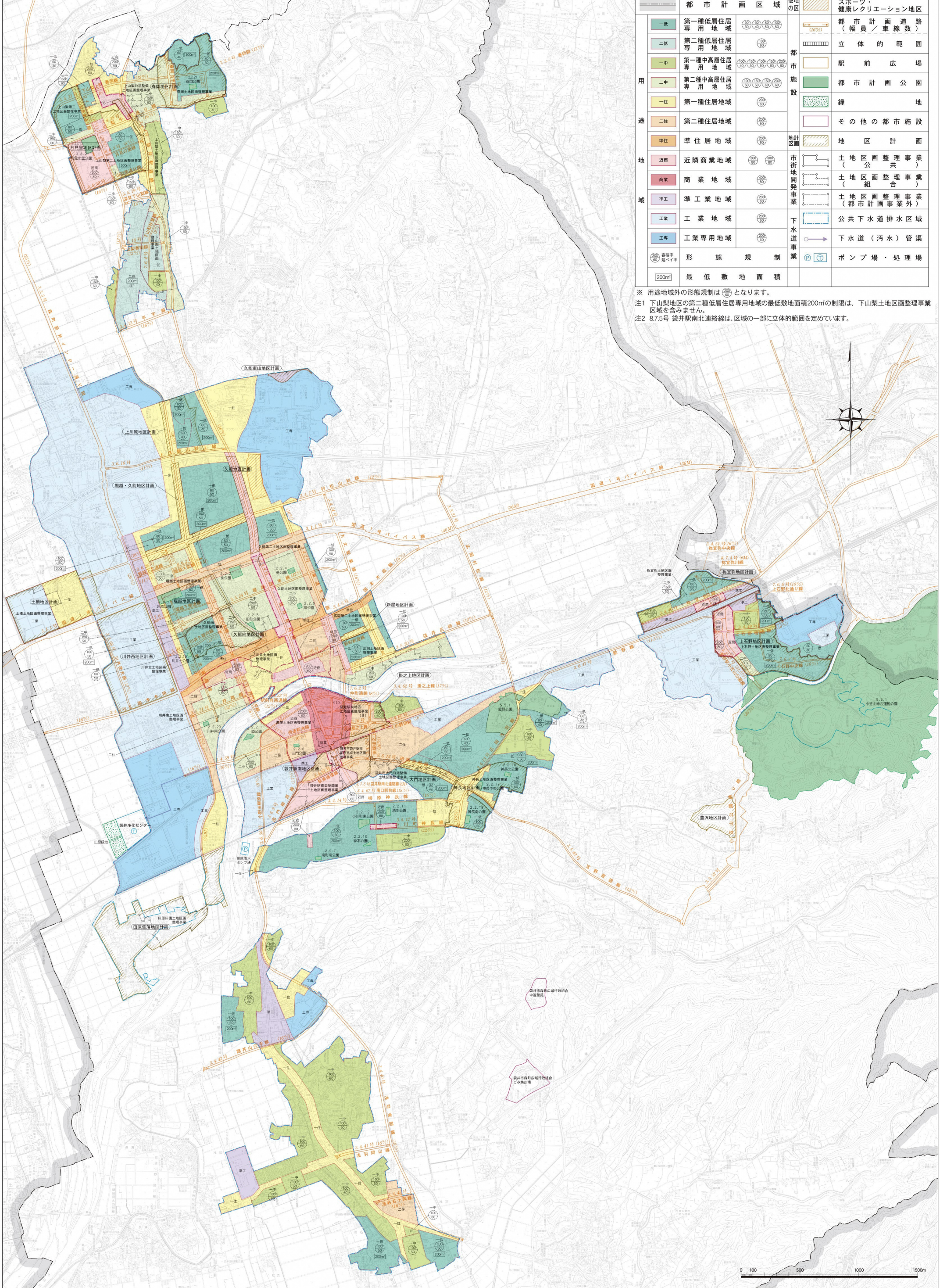


中遠広域都市計画図（袋井市）



凡		例	
行政区域	その他の区域	準防火地域	
都市計画区域	スポーツ・健康レクリエーション地区		
第一種低層住居専用地域	都市計画道路（幅員／車線数）		
第二種低層住居専用地域	立体的範囲		
第一種中高層住居専用地域	駅前広場		
第二種中高層住居専用地域	都市計画公園		
第一種住居地域	緑地		
第二種住居地域	その他の都市施設		
準住居地域	地区計画		
近隣商業地域	土地区画整理事業（公共）		
商業地域	土地区画整理事業（組合）		
準工業地域	土地区画整理事業（都市計画事業外）		
工業地域	公共下水道排水区域		
工業専用地域	下水道（汚水）管渠		
形態規制	ポンプ場・処理場		
最低敷地面積			

※ 用途地域外の形態規制は(200㎡)となります。
注1 下山梨地区の第二種低層住居専用地域の最低敷地面積200㎡の制限は、下山梨土地区画整理事業区域を含みません。
注2 8.7.5号 袋井駅南北連絡線は、区域の一部に立体的範囲を定めています。